

ロシア知的財産ニュースレター

2018 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 6 カ月分掲載 分掲載するとともに、特定的话题 について深掘して解説 するものです。2018 年度内に 2 回発行する 予定です。

1. 法案、規則、統計、知的財産関連の動き (2018 年 3 月～2018 年 9 月)

知的財産保護の対象として新たに地理的表示が民法に導入される

「民法第 4 法典の改正に関する」法案が 7 月 27 日に第一読会で採択された。この法案は、知的財産保護の対象として地理的表示を新たに導入することを提案するものであった。これは、ある製品の原産地となる地理的区域を識別できるようにするための名称である。それと同時に、一定の品質、評判、その他の製品の特性も、その地理的原産地によりかなりの程度まで左右される。

地理的表示を登録する機会には 1 人以上の個人、法人又は法人の団体に認められる。

特許庁と知的財産裁判所に関する統計

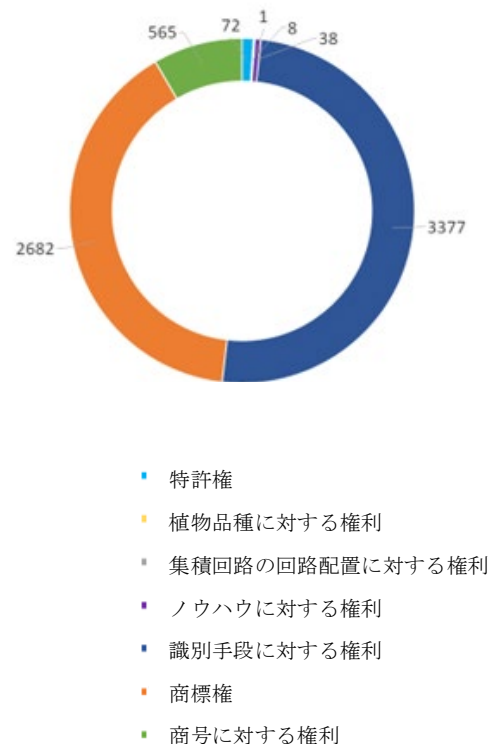
発明 (IN) の出願件数が 2018 年上半期に全体的に増え、前年同期比 7.5% 増になった。それと同時に、科学的潜在力の大きい機関 (研究機関、研究センター) により提出された出願の件数が 25.6% 増となった。コンピュータソフトウェア、データベース (DB)、及び集積回路配置設計 (ICLD) の登録証の発行を求める出願件数は、2017 年の 6 か月間に対して 10% 増となった。

2018 年の最初の 6 か月間に、Rospatent による 285 件の決定が知的財産裁判所 (IPC) に上訴された一方、同庁の全決定のうち取り消されたものは 47 件にとどまった。それと同時に、半数以上の事件において、IPC が Rospatent の決定を無効としたものの、その理由は、

Rospatent による法令で定められたルール又は審査手続の適用が不適切だったからではなく、特別な事情 (同意書が提出された、証拠改竄を理由とする異議申立が認容された、裁判所の慣行が変更された等) によるものであった。

下図は、紛争のカテゴリ別の内訳を示したものである。

2017 年の商事裁判所における知的財産関連紛争の対象



デジタル著作権とビッグデータの概念が法律に盛り込まれる

国会は、「民法の改正に関する」法案第 424632-7 号を第一読会で採択した。

法案の本質は、(特にいわゆる「ビットコイン」などに関する)「デジタル著作権」の概念を導入することである。

注釈では、法案のもう一つの目的について次のように説明している。

「匿名化された大量の情報(一般に『ビッグデータ』と呼ばれる)の収集及び処理の適法性をめぐる問題を解決するため、情報の提供に関するサービス契約の解釈に関する規定が導入され(民法の新条文である第 783 条¹)、データベースの概念が拡張された(民法第 1260 条第 2 項第 2 号が改正された)。

民法の新しい第 783 条¹の目的は、サービス契約について民法に明記することにとどまらない。こうしたサービス契約は、取引の当事者が直面する経済的課題に直接対処し、顧客に提供される情報が第三者に利用されないよう確保することへの当事者の関心が反映されたものとする必要がある(『情報が第三者に開示される結果となりかねない行為を一定期間行わない一方当事者又は両当事者の義務を契約に定めることができる』)。

残念なことに、データベースは現在、民法第 1260 条において『素材の集合体』という一般的な用語で定義されているに過ぎない。この概念の解釈が現在、余りにも制限されているため、法案では、これをより一般的な表現、すなわち『一連のデータ又は情報』に置き換えることが提案されている。そうすることで、データベースを一連の情報の配列であるとみなすことが可能になる。これにより、最終的には、そのような事項に関連して民法第 4 法典に規定された契約を利用することが可能になる」。

特許手数料が引き上げられるものの、電子出願に対する手数料を含め、特典が導入された。

2017 年 9 月 23 日のロシア連邦政府の政令第 1151 号が発効した。これは、2017 年 10 月 6 日

まで有効であった手数料の額を引上げ、また、手数料の支払に関係する幾つかの新たな特典を規定している。

ロシア連邦憲法裁判所が商標に対する排他権の譲渡に関するルールを明確にした。

知的財産裁判所は、ロシア連邦民法第 1232 条第 6 項の合憲性に異議を唱えた。同項では、譲渡契約に基づく又は契約に基づかない排他権の移転が登録の要件に合致していない場合、契約に基づく排他権の他人への付与、排他権の移転、質入又は使用権の付与が無効とみなされると規定する。

知的財産裁判所は、(商標に対する排他権の存続期間の延長を却下した Rospatent の決定に対して Testato LLC が上訴した)事件第 СИП-157/2017 号における知的財産裁判所判決を憲法裁判所に上訴した。その商標は、別法人と合併することで再編された法人に帰属するものであり、さらに、その別法人が Testato と合併することで再編された。

Testato が Rospatent に新たな権利所有者として登録されていなかったため、Rospatent は、Testato による商標登録の存続期間の延長申請を却下した。

知的財産裁判所は、ロシア連邦民法第 1232 条第 6 項と、ロシア連邦民法第 57 条及び第 58 条との間に矛盾があると判断した。これらの条文から、関連法人の権利義務は、再編の完了時に、国家登録の対象となる事項に関する権利義務を含め、承継法人に移転されることになる。

裁判所は、これらの規定に不確実性が存在し、法律上のルールをめぐって争いが生じているため、司法による国民の権利、自由及び正当な利益の保護に対する憲法上の保証が侵害される結果につながったと述べた。

憲法裁判所は、ロシア連邦民法第 1232 条第 6 項が次の内容を意味する以上、憲法には抵触しないと判示した。

(A) 合併により法人が再編された場合、関連法人に属する商標に対する排他権は、関連法人の活動が終了した旨が統一法人国家登録簿に記載された時点から法律上の承継人に移転するものとみなされる。

(B) 法律上の承継人による排他権の全面的な権利行使は、移転を Rospatent に国家登録することによってのみ可能になる。

(C) ロシア連邦民法第 1232 条第 6 項では、Rospatent に対し、商標の移転の問題と同時に商標の存続期間の延長について検討することを認めている。

連邦反独占庁 (FAS) が再度、並行輸入の合法化を支持

FAS が商標所有者による許諾を得ていない並行輸入の合法化を規定する民法の改正を準備。この改正案は、医薬品と医療機器に関するものである。

新聞の Vedomosti 紙によれば、この改正により、政府が、2021 年から最大 5 年間、一定の商品の並行輸入に門戸を開くことができるようになる。

ロシアに商品を輸入することが許されている者は、現在、権利所有者又はその正規代理店のみである。

FAS はこの原則の変更をかなり前から提案していたものの、実現に至っていなかった。FAS の Igor Artemyev 長官は 9 月末に、並行輸入を自由化する法案が既に政府に提出されていると述べた。

改正が採択される見通しには疑問がある。ロシアは、ユーラシア経済連合 (EAEU) で表明している権利の地域消尽支持の立場に拘束されている。

並行輸入の合法化が現在、EAEU のユーラシア経済委員会で議論されている

EAEU 内における並行輸入の自由化は、ユーラシア経済委員会 (EEC) の Zina Isabaeva 事業開発部次長が 2018 年国際税関フォーラムの枠組みにおいて開催された特別パネルセッション「並行輸入 - 利益の均衡を図る」で述べたようにユーラシア政府間評議会で議論された。

EAEC やロシアの国家機関の代表、そして EAEU 加盟国の経済界の代表がこの会議に出席した。

「加盟国は議定書の草案を承認するに至らなかった」と彼女は述べた。

予備特許調査の結果を Rospatent による実体審査に利用できる旨を規定する法案が議論されている。

この法案は、実体審査が始まる前 (ただし方式審査の終了後) であっても、特許出願に関する予備特許調査 (Rospatent 以外の機関でも行えるようにする) を依頼する機会を出願人に与えるものである。そのような調査が認められれば、調査の結果をもとに、実体審査の請求の提出と同時に請求項を変更することが可能になるであろう。

法案の一部の条文を以下に抜粋する。

「出願人は、出願の実体審査の前に、特許庁に登録されているロシアの科学又は教育機関に対し、民法第 1246 条に規定する発明の特許性の予備的な情報調査及び予備的な評価の実施を依頼する権利を有する」。

「ロシアの科学又は教育的機関により行われる発明の特許性の予備的な情報調査及び予備的な評価に関する報告書は、その機関により特許庁に提出されるものとする」。

「発明の特許性の予備的な情報調査及び予備的な評価が行われる場合、出願人は、民法第 1378 条に規定される条件に基づき、実体審査請求の提出と同時に補正された請求項を提出することができる」。

「知的財産に関する連邦行政機関に登録されたロシアの科学又は教育機関により行われた発明の特許性の予備的な情報調査及び予備的な評価の結果は、クレームされた発明の特許性を確認する際に考慮される」。

新しい審査ガイドライン

商標審査ガイドライン及び意匠審査ガイドラインが Rospatent の命令第 127 号及び第 128 号により 7 月 24 日に承認された。

このガイドラインは、民法第 4 法典により定められた条件に基づき商標と意匠の審査の一貫性を確保する目的で作成されている。ガイドラインは推奨的な性格のものである。

「Yandex」、Mail.Ru グループ、Rambler、及び権利者が、著作権侵害対策に関する覚書に署名

この覚書はどのように機能するのであろうか。権利所有者の申請をもとに海賊版の音楽やビデオが存在するサイトへのリンク情報が記載された登録簿が作成されるものと予想される。登録簿は Roskomnadzor によってではなく、権利所有者により特別に選定され（その名称は同文書で明記されていない）組織により管理される。

覚書に署名したインターネット会社は、その取決めに従い、5分ごとに登録簿をチェックし、検索結果、ビデオホスティング、その他のサービスから海賊版サイトへのリンクを削除しなければならない。これらのリンクは6時間以内に削除しなければならない。

権利所有者とインターネット会社との間に紛争が生じた場合、両者は Roskomnadzor の参加を得て「交渉と協議を通じて」紛争を解決しなければならない。問題を1か月以内に解決できなかった場合、当事者は、裁判所に申し立てるか、覚書から離脱することができる。

インターネット会社が誤ってリンクを削除した場合、権利所有者が潜在的な損失額に対する補償を行う。

インターネット会社は、登録簿に記入する前に、権利所有者の要求に応じ、著作権侵害コンテンツへのリンクを24時間以内に削除することを約束する。

他の権利所有者とインターネット会社は覚書にいつでも参加することができる。これらの企業が参加するためには、Roskomnadzor に申請書を提出する必要がある。権利所有者を新規に追加するためには、文書に署名したインターネット会社の過半数の承認を得なければならない。

覚書の有効期間は2019年9月1日までである。この文書の署名者は、著作権侵害対策法令が、その時までには、覚書の規定を踏まえる形で改正されていると予想している。

意匠に対する暫定法的保護

ロシアの国会は「民法第4法典の改正に関する」法案第424632-7号を2018年10月17日に第一読会で採択した。法案によれば、出願人は、方式審査が成功裏に完了した時点で意匠出願の公開を申請することができる。同法案が採択されれば、意匠が、出願の公開後、出願の公開日から意匠特許の公開日まで、製品の外観のイメージに反映される意匠の本質的な特徴の組合せの範囲内で暫定的保護を受けることができるようになる。

旧ロシア連邦特許法（1992年）でも法令に基づく意匠権の暫定法的保護の仕組みが規定されていたものの、その使用は、出願人が意匠を使用していた者に送信することが求められている通知に関連するものであった点に注意する必要がある。

電子的方法による権利保護に関する規定

Rospatent では、電子的方法による権利保護の問題に関連してロシア連邦民法の改正を提案している。法令に「デジタル特許」が導入されれば、関連する国のサービスを完全にオンラインモードに移行させ、同時に文書のハードコピーを作成するコストを削減することが可能になる。

保健省が「特許リンケージ」の導入を計画

保健省では、医薬品の国家登録出願の提出及び審査に係る「医薬品の流通に関する」連邦法第61号の改正に関する法案（「regulation.gov.ru」に掲載）を起草した。この法案は、ロシア連邦領内の有効な特許及び商標登録に関する情報を提供し、第三者の知的財産が侵害されていないことを確認するよう出願人に義務付けている。他の者に帰属する有効な特許が既にロシアに存在するような医薬品を登録するためには、医薬品の製造及び流通を許諾するライセンス契約書を作成する必要がある。出願人が商標の所有者ではない場合も、類似の契約書が必要になる。また、法案では、登録証の現在の保有者に対し、自身の知的財産権に関する情報を公認機関に2020年1月1日までに提供するよう義務付けている。

保護適格をめぐる紛争を解決するための新しい規則案

教育科学省は、Rospatent による行政的手続において紛争に対処し、これを解決するための新しい規則案を起草した。この規則案には多くの重要な手続上の改革が盛り込まれており、このプロセスの客観性を高めると同時に所要期間を大幅に短縮することを目指している。

規則案の起草者によれば、現在のところ、知的活動の成果若しくは識別手段の国家登録に関連する紛争の解決は、異議申立て及び出願に関するルールに基づく行政的手続並びに Rospatent により 15 年前に承認された特許紛争評議会における審判手続で行われている。しかも、そのような紛争の審理期間が明確に定められておらず、司法審査の所要期間を大幅に超える場合もある。これらの規則の起草者らは、これを「司法による保護に対する保証の侵害」と企業にとっての司法へのアクセスをめぐる原則の侵害だと見なしている。

他人の商標が表示された商品を転売目的で購入する場合、その商標を使用した場合の結果について予測する必要がある。

ESB-Technologies Co. は、電子フィルムヒーターを製造及び販売する、関連する商品及びサービスに関連して商標第 408416 号「PLEN」の権利所有者である。

同社は、PLEN と PLEN-Zebra という名称の電気フィルムヒーターを販売するためにインターネットのサイトで提供し、これらの名称を広告にも使用していた GC Luch 社が不誠実に行為していると判断し、訴訟を提起した。

知的財産裁判所は事件第 A70-15306/2017 号における 2018 年 7 月 26 日の判決を下し、その中で、PLEN という名称の当該使用が商標権の侵害である点に同意し、GC Luch 社が、販売目的で物品を購入した際に他人の商標を使用した場合の結果について予測できたはずであると指摘した。GC Luch 社は、その後販売する目的で係争商標の標記された商品を購入した際に、商標を指定商品に使用することへの商標

権者の許諾が明記された文書を商品の販売者に要求しなかった。裁判所が認定したように、係争商品を製造していたのは商標所有者ではなく、その競争相手であった。その競争相手は被告ではなく、ヒーターを製造し、そのラベルに係争商標を添付していた別会社であった。被告は、購入した商品が商標所有者により製造された製品であるかどうかを確認するべきであった。

実際、製造品には、商標所有者の許可なく商標が付されていた。

ROVEX の商標登録が不正競争行為であると認識され、その登録が取り消される

Rospatent は、登録証第 619097 号に基づく ROVEX 商標に対する排他権の登録に対する Evroklimat LLR 社による異議申立てを受けた。

上訴状から分かるように、この名称は、その商標登録のかなり前から多くのエアコン製造業者により使われていた。それと同時に、Evroklimat Llc の行為は、あくまでも紛争他社を市場から排除することにより有利な立場に立つたためのものであった。そのうえ、同社自体では、この名称の空調システムを生産していなかった。

連邦反独占庁(モスクワ地域事務所)の 2018 年 2 月 19 日の決定と、事件第 A32-45288/2017 号における知的財産裁判所判決もこうした主張を確認するものであった。

Rospatent は、判決に基づき、その 2018 年 7 月 31 日の決定により、受理した異議申立てに応じ、商標第 619097 号の登録を無効とした。

Russian Union of Right holders は、ノートパソコンが音声又はビデオの記録装置を備え、磁氣的、光学的、又は半導体媒体を使用していたことを証明しなかった。

ロシア連邦民法第 1245 条によれば、特別リストに含まれる装置及び媒体の製造業者及び輸入者は、レコード及び視聴覚著作物を専ら個人の私的使用のためにそのような装置上において無償で複製できると引換えに手数料を

支払う義務を負う。その報酬は機器の価格に応じ、Russian Union of Right holders LLCにより徴収される。そのような報酬の支払いは必須であり、Russian Union of Right holders LLCとの契約の有無に左右されない。

Russian Union of Right holders LLCは、レコード及び視聴覚著作物の無償複製に対する手数料を支払うことなく、ノートパソコンをロシア連邦に輸入した Resource-Media LLCに対する訴訟を提起した。

それと同時に、Russian Union of Right holders LLCは、ノートパソコンが関連する機器リストの税関外国貿易登録簿の適切なコードに明確に該当するという証拠を提出せず、輸入されたノートパソコンが、音声又はビデオの記録機能を備え、磁氣的、光学的、又は半導体媒体を使用するものであることを証明しなかった。

この点から、知的財産裁判所は、その事件第 A41-45973/2017 号における 2018 年 3 月 21 日の判決において、Russian Union of Right holders の請求に応じることを拒絶した。

2. イベント、趨勢、注目すべき執行事例の分析 (2018 年 3 月～2018 年 9 月)

実用新案：

知的財産裁判所、事件第 СИП-651/2017 号における 2018 年 3 月 2 日の判決。

Rospatent は、特許第 87107 号に対する審判請求の審判を行い、その 2017 年 10 月 13 日の決定により、2009 年 6 月 10 日の実用新案「掘削液の二重中和及び処分による複合処理」に関する実用新案特許を無効とした。

係争中の実用新案特許の請求項には次の特徴が含まれていた。

- ペレットメーカー。
- ペレット焼結装置。
- 450-700°Cの温度で 8-20 分間処理するための乾燥ドラム形態の一次中和装置。
- ペレットメーカーはスクリュープレス又は穴あきローラーの形で製作される。
- ペレットを 950-1100°Cの温度で 30-50 分間高温焼結させるためのロータリーキルン形態のペレット焼結兼二次中和装置。

知的財産裁判所は Rospatent の決定を支持し、特に以下の点を指摘した。

係争実用新案特許の明細書及び図面に基づき、掘削液の二重中和及び処分による複合処理の

一部を構成するこれらの装置 (1 から 5 まで) は機能的な関係にある。しかしながら、係争特許に含まれる上記装置は独立している。これらの装置は、それぞれその固有の機能のみを実装しており、他の装置が動作しているかどうかにかかわらず変更されていない。これらの装置が接続されていることは、共同で動作できることを示しており、その接続は所与の技術的プロセスにおける連続する動作によってのみ決定され、これらの装置が単一の構造又は製品の一部であることを意味しない。

それと同時に、これらの装置の機能的統合は、構造的かつ機能的な統一性を同時に有するような新しい装置を生み出すことにつながる。それゆえ、それが構造上の統一体ではなく、この構成で必ずしも共同で使われることが意図されていないような装置の組合せである以上、単一の装置としての特徴を備えるものではない。

裁判官の合議体は、一覧に掲げる装置が複合体に組み込まれた際に構造上の変更又は改良を受けたことを示す情報がロシア連邦特許第 87107 号の請求項にも、明細書にも、図面にも一切含まれておらず、また、そうした相互作用を確保するためにこれらの装置を単一の構造にまとめる必要性を示す情報も存在しない点を指摘した。

並行輸入に関するニュース：

知的財産裁判所、事件第 A41-55568/2017 号における 2018 年 8 月 8 日の判決。

Volkswagen Aktiengesellschaft は、国際登録第 708041 号及び第 702679 号に従った商標の使用（ロシアにおける商品の輸入及び販売）の差止めを求め、TMP Import LLC に対する訴訟を提起した。また同社は、被告が輸入した商品を自費で破棄することも求めた。

第一審裁判所は請求に応じ、商標に対する排他権の侵害が証明されており、侵害品が破棄されるべきだと結論付けた。控訴裁判所は、第一審裁判所の認定を支持し、その決定を変更しなかった。

知的財産裁判所の裁判官室は、下級裁判所の判決を取消し、商標が違法に適用されている商品（又はその包装）が輸入された場合と、権利所有者により商標が適用されている商品が輸入された場合とでは、これにより生ずる法律上の結果が異なると指摘した。

ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦民法第 1252 条第 4 項、第 1487 条、第 1515 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項第 1 号の規定に基づき、それ以前に他国の領土で権利所有者により販売され、権利所有者の同意なくロシアに輸入された商品（並行輸入品）の場合には、模倣品が輸入された場合、すなわち例外的な理由がある場合にのみ（そのような商品の使用が公益を保護する必要性により裏付けられている場合にのみ）その市場からの除去及び破棄が許されない場合とは異なり、商標に対する排他権の侵害に対する除去及び破棄などの責任追求措置を適用するための憲法上の法的根拠が存在しないと述べた。

これは、並行輸入によりロシアに輸入された商品を市場から除去し、破棄できるのが、品質が劣っている場合及び／又は安全性を確保し、人命及び健康を保護し、自然と文化的な価値を保護することを目的とする場合に限られることを意味する。しかしながら、これにより、商標に対する排他権の侵害に対して他の措置を適用することが排除されるわけではない。

ロシア連邦憲法裁判所がその判決で表明する法的見解は、訴訟を扱う裁判所を拘束する。

これらの事情を考慮し、商品の除去及び破棄に対する要求を含め、記載された請求を適切に解決するためには、裁判所が、被告により輸入された商品のラベルに表示される商標の合法性（すなわち、その商標が、権利所有者又はその同意を得た他の者により添付されているかどうか）を確認するべきである。言い換えれば、裁判所は、被告が模倣品を輸入したのか、それとも並行品を輸入したのかを確認するべきである。

商標が商品に適法に添付されている場合、裁判所は、憲法裁判所の判決第 8-Π 号の掲げようような、商品を破棄する理由があるのかどうかについて決定するべきである。

破毀院は、控訴裁判所が本件に実体法及び手続法のルールに対する違反が存在するかどうかを審理する際に、所有する商標に対する原告の排他権を被告が侵害した場合の結果に関する裁判所の結論に影響を及ぼしかねない事件の状況及び証拠について十分に検討していなかったと認定した。すなわち、控訴裁判所は、憲法裁判所の判決第 8-Π 号で説明されている法的見解、すなわちどの請求にどの範囲で応じるべきか、また、どの請求を棄却すべきかを検討しなかった。

知的財産裁判所は、モスクワ地域商事裁判所の 2017 年 12 月 11 日の判決を覆し、事件の再審理を求めてモスクワ地域商事裁判所に移送するべきだと考えている。

第一審裁判所は、判決第 8-Π 号で述べている法的見解を考慮に入れ、事実審理をやり直す間に次の幾つかの問題を解決するべきである。商品が模倣品であるのか、並行輸入により輸入されたものであるのか、さらに係争商品の品質及び安全性の問題、並びにその結果としてその没収及び破棄を求める請求に応じる必要性。また、第一審裁判所は、ロシア連邦民法で定める条件に基づき、その範囲内で、また、違反の性質その他の事情に照らし、適法かつ合理的な司法的措置を採択するべきである。

アルゴリズムへの特許付与：

知的財産裁判所、事件第 СИ П-789/2016 号における 2018 年 7 月 8 日の判決。

Rospatent は、以下の請求項を含むロシア連邦特許第 2553452 号の付与に対する異議申立てに応じることを拒絶した。

「1. 携帯無線電話網内における接続を管理する方法であって、その口座の残高にかかわらず、発呼するためにネットワークへのアクセスが各ネットワーク加入者に与えられ、口座に十分なお金がない加入者の発呼は切断され、不在着信メッセージが作成され、発信相手の加入者に送信されるもの。この方法は、自分の口座に十分な金額がない加入者により発呼が開始された場合、その発呼が切断される前に、その発呼の情報が記録され、発呼加入者の接続が、電話をかけられるだけの金額がない旨の通知を作成し、発呼加入者に送信するための手段に送られると共に、また、その口座に十分な金額がない加入者が電話をかけようとした旨のメッセージを作成するために送られ、それと同時に、そのメッセージに従い、指定された通知が転送されると同時に、発呼加入者にサービスを提供する事業者を介して着呼加入者とのトランジット接続が確立され、データ接続としての発呼が、着呼加入者にサービスを提供する事業者のネットワークに転送され、発呼加入者が不在着信メッセージを受信した後にデータ接続が切断されることを特徴とする。」

なかんずく係争特許がコンピュータプログラムの記述であるため、その解決の性質が全般的に非技術的なものであり、発明として分類することができないという事実が異議申立ての動機になっていた。

裁判所は、コンピュータプログラムが、コンピュータプログラムの開発中に得られた準備資料及びそれにより生み出される視聴覚表示を含む一定の結果を得るためにコンピュータ及び他のコンピュータ装置を動作させることを目的として客観的に提示されるデータ及び命令のセットであると指摘した。

ロシア連邦民法第 1261 条によれば、コンピュータプログラム（オペレーティングシステム及びプログラムコンビネーションを含む）は、ソースコード及びオブジェクトコードを含み、表現の言語及び形式を問わない。これは、本件におけるプログラミング言語を意味する。コンピュータプログラムは著作権の客体であり、言語の著作物として保護される（ロシア連邦民法第 1259 条第 1 項の最後の号）。

それと同時に、発明に特許付与を求める出願は、計算技法（重要な手段）の助けを借りて実行される技術的結果の達成を確保するための信号による連続する動作の形で提示されるコンピュータプログラムのアルゴリズム（重要な目的）に関するものであってもよい。この場合、クレームされた主題を技術的解決として認識し、その特許性をさらに確認する根拠となる。

例えば、悪意のあるコンピュータプログラムを処理するためのアルゴリズムは、特許法の対象として法に基づく保護を受けることのできる根本的に特許取得可能な方法である。

「活性化された同じマルウェアの複製を豊富に含むコンピュータ内の悪意のあるプログラムを処理する方法であって、その複製の複製がそれぞれの存在を制御し、それと同時に、読取専用メモリからコンピュータ内の悪意のあるプログラムを識別し、悪意のあるプログラムの活性を有する一つの複製が別な複製を活性化させることを許すような行為を阻止し、悪意のあるプログラムコード及びそれへのリンクを削除し、コンピュータを再起動するステップを含むもの」。

ロシア連邦特許第 2553452 号の方法によれば、発呼が切断される前に、発呼加入者の接続が、電話をかけられるだけの金額がない旨の通知を作成し、発呼加入者に送信するための手段に送られる。

口座に十分な金額がない加入者が電話をかけようとした旨の信号の作成を開始させるのがこの操作である。

さらに、電話をかけられるだけの金額がない旨の発呼加入者への通知と同時に、この信号を

介して着呼加入者とのトランジット接続が確立される。

ある加入者から別な加入者へ通信信号を送信する方法を特徴付けるのは、このロシア連邦特許第 2553452 号に従った方法のこの連続する動作なのであり、特許文献 E A 201300109 を含め、こうした特徴が開示されていない。

さらに、このロシア連邦特許第 2553452 号に従った方法のこうした特異性は、特に特許文献 E A 201300109 に開示されている技術的解決と比較した場合、コンピュータプログラムの全般の特徴には関係していない。

このロシア連邦特許第 2553452 号に従った方法のこうした識別力のある特徴は、動作の存在、時間の経過に伴い動作を実行するための手順、その動作を実行するための条件により特徴付けられ、すなわちこの方法に特有の特徴である（ロシア連邦民法第 1350 条第 1 項）。

ノウハウ：

知的財産裁判所は、事件第 A56-53278/2017 号における 2018 年 10 月 11 日の判決において、ある対象に係る商業上の秘密の制度の条件が遵守されていなかったことによりノウハウとして認識される可能性が排除されるような状況について明確にした。

裁判所は、争いについて検討する際、原告が、請求の裏付けとして、自分がノウハウ（営業秘密）、すなわち原告の従業者のチームによりその職務を遂行する過程で生み出された営業秘密であった鶏の感染性気管支炎ワクチンの製造技術、に対する排他権を所有していると述べたことを認定した。

裁判所は、営業秘密に関連して、原告が営業秘密法第 10 条の全ての規定を遵守していなかったことにより、商業上の秘密の制度の条件が遵守されるのに必要な条件を原告が生み出しておらず、それが請求を拒絶する独立した理由になると結論づけた。

控訴裁判所は、第一審裁判所のこうした認定を支持し、決定を変更しなかった。

ロシア連邦最高裁判所及びロシア連邦最高商事裁判所（ロシア連邦最高商事裁判所が 2014 年に最高裁判所に併合された）の全体会議による「ロシア連邦民法第 4 法典の採択に関連して提起された幾つかの問題に関する」2009 年 3 月 26 日の決議第 5/29 号の第 57 項で明確化されているとおり、ロシア連邦民法第 75 章の規定では、営業秘密（ノウハウ）、すなわち科学技術の分野における知的活動の成果及び第三者に知られていないおかげで現実の又は潜在的価値を有する専門的活動の実行方法についての（生産、技術、経済、組織等に係る）あらゆる性質の情報であって、第三者は、合法的条件での自由な利用ができず、かつ、情報の所有者が商業上の秘密の制度を導入することにより取るもの（民法 1465 条）について、その法的保護のための手続を定めている。

それと同時に、裁判所は、商業上の秘密の制度、保護の対象とはならない情報のリスト、及び商業上の秘密を構成する情報を提供するための手続が、営業秘密法に従って決定される点を考慮に入れるべきである。

そこで、ロシア連邦民法第 1465 条に記載されている一切の情報は、権利所有者がそれを商業上の秘密の制度により保護していた場合のみ、ノウハウとしての地位を獲得する。

商業上の秘密を構成する情報の保有者とは、商業上の秘密を構成する情報を適法に保有し、その情報の利用を制限し、この情報のための商業上の秘密の制度を確立した者である（同条の 4 番目の部分）。

それと同時に、裁判所は、原告が法の上記規定に違反し、以下のように情報の秘密性を保護するための措置を講じていなかったと認定した。すなわち、「商業上の秘密」として標記されていたのは「鶏の感染性気管支炎を予防するためのワクチンを製造し、養鶏産業で使用するための技術の開発」というテーマに関する実験的及び技術的作業を実施するための労働課題のみであり、原告により提出され、事件ファイルに存在する他のいずれの文書にもそのような標記がなされていなかった。同社により提出され、事件ファイルに存在する係争中のワク

チンの製造及び管理に関する規則にも、その抜粋にも、「商業上の秘密」としての標記がなされていなかった。しかしながら、営業秘密（ノウハウ）である情報が含まれていたのは、まさにこの規則であった。

これに関連して、同社が、原告の述べる対象に関して、商業上の秘密の制度を遵守するために必要な条件を生み出していなかったと裁判所が結論付けたことは正しい。

従属特許とその衝突

知的財産裁判所、事件第 A73-14482/2017 号における 2018 年 10 月 17 日の判決、2009 年 1 月 23 日から優先権を有するロシア連邦特許第 2385245 号に基づく特許侵害訴訟「鉄道車両脱線制御装置」。

被告は、自らこそ、自らの製造し、販売した装置に使われている以下の実用新案に対する排他権の保有者（特許保有者）であるという事実と言及した。2017 年 3 月 13 日を優先日とするロシア連邦特許第 175925 号に基づく「鉄道車両脱線制御装置 (RSDCD) の電気回路」、2017 年 3 月 13 日から優先権を有するロシア連邦特許第 177016 号に基づく「鉄道車両脱線制御装置 (RSDCD) のための誘電プラットフォーム」、2017 年 3 月 13 日から優先権を有するロシア連邦特許第 176096 号に基づく「鉄道車両脱線制御装置 (RSDCD) センサー」。被告は、この状況が上記実用新案に対する排他権の所有者としての自らの権利に対する侵害を伴ったため、裁判所が、この争いについて審理する間に、請求した訴訟に応じなかったと判断した。

被告は、裁判所がロシア連邦民法第 1358.1 条の規定を適用せず、ロシア連邦最高商事裁判所最高会議の 2007 年 12 月 13 日の決議第 122 号により承認された「商事裁判所の司法実務審査」の 9 項に含まれる説明を考慮に入れなかったと指摘した。9 項の説明によれば、独立クレームに記載されたものと同様又は同等の特徴を有する実用新案について複数の権原文書が存在する場合、これらの特許のいずれかを無効とするかどうかの問題は、特許紛争評議会が審理されるべきであった。

下級裁判所は権利侵害を認め、請求に応じた。知的財産裁判所は、この破毀審への上訴に応じる理由がないと結論付けた。それと同時に、裁判所がロシア連邦民法 1358.1 条の規定を従属発明に適用しなかったという、被告が破毀審に上訴する際に提出した主張を考慮に入れることはできないと判示した。その理由は、この紛争における保護されている発明に関する被告の実用新案の従属性の確認が紛争の主題に関連しておらず、合理的に判断して控訴裁判所の判決もそのことを示していたためである。被告が破毀審に上訴する際に述べた点であるが、係争対象の司法的措置により、被告が自らの実用新案特許に基づく技術的解決を利用できなかったという事実は、本件事件における裁判所による実体法に対する違反を裏付けるものではないとされた。

さらに、被告の実用新案の従属性を認めた場合、今度は、ロシア連邦民法第 1358.1 条第 2 項の規定に従い、ロシア連邦特許第 2385245 号に基づき発明に対する排他権を有する原告の同意なくそれらの実用新案を使うことがいかなる場合にも違法となる。

被告の販売していた係争装置に係する特許を被告が所有していなかった以上、2007 年 12 月 13 日の決議第 122 号の「商事裁判所の司法実務審査」の 9 項に含まれる説明を考慮に入れなかったという事実への被告の言及には根拠がない。

上述のように紛争について検討する際、被告は、自らに帰属する実用新案の使用に言及したものの、その実用新案は製品全体ではなく、製品内に存在する複数の別個の装置を保護するものに過ぎない。この点から、最高商事裁判所の説明は本件には当てはまらなるとされた。

インターネットサイトにおける商標の使用は民法第 1484 条に規定される使用ではない。

Jafferjee Brothers Exports (pvt) Ltd. Co. が Tea House Jaff Ltd. を提訴した。原告は、被告に対し、侵害を認め、インターネット上における商標 JAF TEA 及び茶葉の写真（登録第 516551 号、第 512141 号及び第 512140 号）及

び商標 JAF TEA が使われているサイト www.jafteahouse.ru との混同を生ずる程度に類似する名称「jaftea-house.ru」、 「jafteahouse.makkey.ru」の使用を停止し、会社名「TEA HOUSE JAF」の使用を停止するよう求めた。また、原告は5,000米ドルの賠償も請求した。

モスクワ地域商事裁判所（第一審）及び第10商事控訴裁判所は原告の請求を却下した。

第一審裁判所は、商標権の侵害及び会社名の使用の事実が原告によって証明されていないと認定した。裁判所は、被告が契約に従って作成したサイトには「Jaf Tea House」というロゴが含まれており、技術的な専門的知識を示すことのみを目的とし、しかも別な目的のためにこれを「jafteahouse.makkey.ru」及び「jaftea-house.ru」に配置したと述べた。原告は、インターネット上における商標 JAF TEA の使用を証明していなかった。被告がサイト jafteahouse.makkey.ru、 jaftea-house.ru、 makkey.ru 上に作成したロゴは、原告の取り扱う商品の販売又は販売の申し入れに関連しない別目的で配置されていたため、商標の使用ではない。

控訴裁判所はこの判決を支持した。原告が、この判決を破毀審に上訴した。裁判所が事件について検討し、原告の商標の対象とするものと類似の商品を識別するために被告が商標を使用した証拠を原告が提出しなかったとした第一審及び第二審裁判所の推論が正しかったと認定した。裁判所は、原告と被告とが同じ商品を製造しておらず、類似の役務も提供していないと指摘した。両社は競合していない。それに加え、被告はお茶を販売しておらず、取引活動全般に従事していない。

被告がインターネットサイト上に作成したロゴの表示は、民法第1484条第2項に規定される商標の使用ではない。同条によれば、他人の商標の口頭での言及は商標の使用ではない。この点については、早くも2009年に最高商事判所最高会議の判決により確認されている（事件第A45-15761/2008-8-270号）。

上記を考慮し、破毀院は、下級裁判所の決定を支持し、原告の請求を却下した。これは、事件第41-73418/2017号に関して2018年10月5日に下された判決である。

（取りまとめ：ジェットロ・デュッセルドルフ事務所）

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Gorodissky&Partners 法律事務所の協力を得て作成された。

ジェットロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェットロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。